

人の移動規制と州権

—南北戦争前のアメリカを中心に—

加藤 洋子

Yoko KATO. Migration Controls and States' Rights in the Antebellum United States. *Studies in International Relations* Vol. 34, No. 1. October 2013. pp. 17 – 29.

This article examines migration controls by state governments in the antebellum period in the United States. Focusing on policies of New York and Virginia, it discusses 1) continuities of migration controls since the colonial period; 2) significance of states' rights in the history of US immigration; 3) two aspects of migration controls by state governments: immigration controls and restrictions on internal migration of slaves and free blacks; 4) regional differences between the North, the West and the South. The South, because of slavery and low wages, remained an area of a limited number of immigrants, contrary to the prevailing myth of the United States as a country of immigration. The South was also an advocate of states' rights. It was only after a curtailment of states' rights during and after the Civil War that federal laws started enacting immigration restriction laws.

はじめに

「虐げられた人々の受け入れの地」「自由の地」アメリカ——「自由の女神」に代表されるこのイメージを、アメリカは世界に向かって語りかけてきた。また、アメリカへの移民に関する書物のなかには、「連邦政府が1875年に移民法を制定するまでは、自由に人々はアメリカに入国できた」という見解も散見される¹。しかし、これは、アメリカの姿を正しく伝えているだろうか。確かに、英領植民地時代（1607～1775年）から労働力が不足することの多かったアメリカでは、移民の増加は基調としては望まれていた。ヴァージニア植民地の初期には死者が多く、植民者も疲弊するなかで、囚人でもよいから人を送るようイギリス国王に訴えたこともある²。また、南北戦争（1861～65年）の際には移民が減少し、1864年7月4日には「移民を奨励する法」が連邦議会で成立している³。しかし、移民奨励が基調であったとしても、アメリカが「虐げられた人々」の全てを受け入れてきたとはいえない。

また、1875年以前にも連邦政府による移民規制の動きがあった。法には至らなかったものが多い

が、1862年2月19日の「アメリカ船におけるアメリカ市民によるクーリー貿易を禁止する法」のように成立したものもある⁴。この法は、アメリカ人がクーリー（苦力）労働者を輸送することを禁止した。また中国人がアメリカに入国する際には、アメリカ領事館による（自由意思による渡米であることの）証明書をもっていることを条件とした。これは、今日のヴィザ（査証）の萌芽的形態である。

南北戦争後に展開されていった連邦政府による移民政策は、南北戦争前の人種・エスニシティ構成の維持をはかろうとし、東欧・南欧からの移民を制限し、アジアからの労働者の移民禁止をめざした。アジアからの労働者の入国管理は、連邦法では、この1862年のクーリー貿易禁止法に始まる。

本稿では、アメリカの独立後から南北戦争までのアメリカへの人の移動と、その移動に対する規制を分析する。そのなかで19世紀前半のアメリカの国のあり方を問い、今日への遺産についても検討する。本稿がめざすのは、移民研究という語で一般にイメージされる「ある国から別の国への移民についての研究」ではなく、国家の形成・その

変容と人の移動に関する分析である。それゆえ、アメリカの外からの人の移動のみならず、アメリカ内の人の移動も検討対象になる。

南北戦争前においても、英領植民地時代には各植民地で、アメリカの独立後は各邦ついで各州（「州」は連邦憲法発足以前の連合の時代〔1781～89年〕では、「邦」と訳される）で、人の移動規制が行なわれていた。それゆえ、アメリカでの人の移動規制に関しては、第一に、植民地時代からの連続性のなかでとらえる必要がある。

連邦制度をとるアメリカでは、今日でも州が大きな権限をもっている。これは、英領植民地が13の植民地にわかれ、国王は同じではあっても、別々の総督をいただき、各々の議会をもち、課税権も各植民地で異にしていたことと関係している。イギリスから独立して自ら政治形態を形成しようとした時、各植民地は課税権などを一挙には手放せなかった。それゆえ、連合の時代には、中央政府には課税権、軍隊、通商規制の権限もなかった。シェイズの反乱（1786～87年）などをへて、ようやく1788年に今日の連邦憲法が発足することになったが、それでも州は、以前のように、各々の独自性を強調し、州権論をふりかざして連邦政府の政策に対抗した。連邦憲法の修正第10条（1791年）は留保条項とも呼ばれ、「この憲法が合衆国に委任していない権限または州に対して禁止していない権限は、各々の州または国民に留保される」と規定している⁵。今日でも州権論は彷彿とわきあがってくることがあるが、とくに南北戦争前では、連邦の優位と州権との関係が大きな問題になっていた。

こうした植民地時代からの歴史的経緯を見れば、人の移動規制は、第二に、連邦政府の政策のみならず、州権の歴史のなかでもとらえられねばならない。南北戦争前のアメリカでは、工業を推進しようとする北部に対して、奴隷制と綿花栽培に依拠した南部は州権論をかざして、連邦政府の政策に対抗した。南北戦争前に連邦政府による移民法が成立しなかったのは、当時の州権論の強さにもよっている。植民地時代の遺産ともいえる州権論が後退し、アメリカの連邦制度がより確固としたものになるのは、憲法制定時ではなくて、南北戦

争後のことだった。

第三に、南北戦争前では、人の移動規制には二つの側面があった。一つは国外からの移民の流入に対する州政府による規制である。もう一つは、国内における人の移動—例えば自由黒人の他州からの流入—に関する規制である。こうした州独自の規制は、英領植民地時代からの連続性を示しているだけでなく、国外からの人の移動を分析する際に、国内の人の移動規制も視野に入れることの必要性を示している。

第四に、「移民の国」といわれるアメリカであるが、人の流入の多寡は、英領植民地時代から、地域によってまだら模様であり、奴隷制に基づいた南部には移民の流入は少なく、南部は「移民の国」アメリカのイメージとは乖離した特殊地域だったことにも注目したい。

本稿では、南北戦争前の州による人の移動規制に焦点をあてて検討するが、その際、とくに移民流入の多かったニューヨークと、奴隷制があり移民の少なかった南部に焦点をあてる。また、以下で「移民」という語を用いる場合は、アメリカの外からアメリカに移住してくる人々をさし、「人の移動」では、移民以外の人の移動も含む。

I 19世紀前半の移民と北部・西部

北米大陸の東海岸には、1607年のジェームズタウン建設以降18世紀初頭までに、13の英領植民地が形成された。これらの植民地は、イギリスとの戦争（1775～83年）を経て独立。1788年には今日でも用いられている連邦憲法が発効し、翌年にはジョージ・ワシントンが初代大統領に就任して、連邦制度が発足した。

ファルツ戦争（1688～97年）に始まる（英仏対立を基軸とした）一連のヨーロッパでの戦争に悩まされたアメリカだったが、ナポレオン戦争（1796～1815年）と、それに連動してアメリカで起きた対英戦争（1812～14年）が終わると、アメリカは国内のことに専念できるようになった。パクス・ブリタニカのもと、大西洋にまでヨーロッパの戦争が波及することなく、アメリカは軽軍備で自国の経済発展に邁進していった。そして、経

済発展に伴い、ナポレオン戦争後にはアイルランドやドイツからの移民が増加していった。

建国から南北戦争に至るまでの時期に、アメリカは太平洋岸にまで領土を広げ、広大になった国土ではセクション（北部、西部、南部）の相違が顕著になっていった。北部では産業革命が起り、工業発展の素地が形成された。また、西部（とくに今日の中西部）では、穀物生産が盛んになった。こうした経済発展に伴い、移民もこれらの地域に流入するようになった。これに対し、綿花を栽培していた南部では、奴隷制に基づく特殊な地域が形成されていった。

（1） 北部の産業革命と西部の穀物生産

「人の移動」は、今日でも技術移転と密接に関連しているが、アメリカの産業革命の端緒は、イギリスからアメリカに移住した熟練工であるサミュエル・スレイターによってもたらされた。

産業革命をリードしたイギリスは、当時、技術移転を防ぐために職人や技術者の海外移住を禁止していた⁶。それ故、スレイターは、農民と偽ってイギリスを出国し、1789年にニューヨークに到着。この年には、4月にジョージ・ワシントンがアメリカ初代大統領に就任し、7月にはフランス革命が起きている。君主政から共和政への変化と新しい時代の到来を予兆させる年だった。

スレイターは、ブラウン大学創設者の一人でもあるモーゼス・ブラウンたちの支援を得て、1791年にロードアイランド州ポータケットで、初めて水力紡績機を作った。スレイターによりもたらされた技術移転は、アメリカの産業革命のきっかけになったから、英米の双方にとって影響が大きかった。アメリカではスレイターは「工場制度の父」と呼ばれるが、イギリスでは「裏切り者」だった⁷。

こうして1812年の対英戦争の終了（1814年）後にはアメリカでも産業革命が本格化していったが、19世紀のアメリカの経済発展には鉄道が果たした役割が大きい。アメリカでは1828年にボルティモア・オハイオ鉄道の建設が始まり、1830年にはチャールストン・ハンブルグ鉄道が稼働した。

南北戦争前の鉄道建設はミシシッピ川以東を中心としており、ミシシッピ川以西の土地の開拓は

あまり進んでいなかった。1860年の段階では、それまでに敷設された鉄道の総マイル数は、ピーク時の1930年の42.98万マイルに比べて、ずっと少なく30,626マイルでしかない⁸。当時、アメリカの輸出の第一位をしめていたのは綿花で、アメリカの工業の競争力は、まだ、強くはなかった。

北部で工業が盛んになる一方で、西部（とくに今日の中西部）では穀物生産が盛んになっていった。西部の物資は、当初はミシシッピ川を通じてニューオーリンズに送られていた。しかし、バッファローとオルバニーを結ぶエリー運河が1825年に開通すると、運河とハドソン川を通じてニューヨーク市に運ばれるようになった。

19世紀前半には鉄道網は十分ではなかったから、運河が盛んに建設された。なかでもエリー運河の波及効果は大きく、西部の穀物を五大湖からニューヨーク市に水路で運ぶことができるようになり、アメリカにおける物流を変えた。エリー運河は、ニューヨークの発展をもたらすとともに、西部は北部に結びつくようにもなった。こうしたなかで、ニューヨークに到来する移民が増加し、発展する北部や西部に流入していくようになった。

以下、「ニューヨーク市」「ニューヨーク州」の表記については、煩雑さを避けるため、とくに言及する必要のある場合のみ、「市」あるいは「州」を明記する。文脈上、市か州かが明らかな場合、あるいは、市か州のどちらにも解釈しうる場合には、「ニューヨーク」とのみ表記する。

（2） 北部・西部への移民の流入

南北戦争時に連邦を離脱した南部11州の人口は、1860年のセンサスによれば910.3万人であり、連邦を離脱しなかった奴隷州の人口を除いても、連邦側の人口は1,894.3万人と圧倒的に多かった。これは、対英戦争が終了してから南北戦争までのあいだに、アメリカの北部や西部に移民が流入したことにもよっている。

1820年のアメリカへの移民は8,385人で、そのうち7,691人がヨーロッパからの移住者である⁹。移民が1万人を超えたのは1825年であり、その3年後の1828年には2万人以上となった。2万人台だった移民は、1832年になると一挙に前年の2.2

万人から6万人に増えている。1845年からは10万人を超え、1850年から53年は36万人以上、1854年には42.7万人と、南北戦争前の移民数のピークを形成した。この1840年代、50年代の移民急増は、主にアイルランドとドイツからの移民の到来によっていた。

1830年代にはアイルランドからの移民が増加した。彼らの多くはカトリックだったから、1834年にはボストン近郊のチャールズタウンで修道院が焼かれるなどの（移民に）反発する動きが広がった。また、1840年代になると、アイルランドでは、ジャガイモ飢饉（1845～52年）が発生。ジャガイモの病気の蔓延によりジャガイモがとれなくなり、多くの人々が餓死するに至った。そうしたなかで、1847年には10万人を超えるアイルランド人がアメリカに到来し、1851年には22.1万人でピークとなった。10万人を下回って半減したのは、1855年のことである¹⁰。

アイルランド人の子孫と位置づける人々は、2009年において全米人口の12%（3,691.5万人）を占めている¹¹。

アイルランドからの移民と同じ頃に増加したのが、ドイツからの移民である。彼らは、1848年の3月革命や経済的困窮などによりアメリカに到来し、1852年に14万人を超え、1854年に21.5万人と最多になった。その翌年には7.1万人に激減している¹²。

今日のアメリカでは、ヨーロッパ系のなかでの最大のエスニック・グループは、イギリス系ではなくてドイツ系である。ドイツ系アメリカ人は、2009年において、5,070.8万人で、全米人口の16.5%をしめている¹³。そのうちの39%が中西部に住んでいる。

II 州による移民規制——ニューヨークを事例に

南北戦争前には州政府によって移民規制が行われていたが、その規制は犯罪人や自活できない者などの到来を防ぐもので、植民地時代との連続性を示している。連邦憲法発足前の連合の時代では、その連合規約第4条において、「貧困者、浮浪者、

逃亡犯罪人を除き、各邦のそれぞれ自由な人民は、各邦の自由市民のもつ一切の特権、免除を与えられる」と規定された¹⁴。

ジェラルド・ニューマンは、1875年の連邦移民法以前の（連邦政府や州政府による）規制に、研究者たちが関心を十分に払ってこなかったことを指摘し、19世紀前半に州で実施された人の移動規制として、①犯罪人、②貧困者などの自活できない者、③奴隷労働や年季奉公人、脱走船員、④伝染病患者、⑤自由黒人をあげている。これらの規制の多くは、この論考（注15参照）ではニューマンは論じていないが、英領植民地時代に遡れるものである¹⁵。

犯罪人に関しては、イギリスは犯罪人を植民地に流刑にしたから、植民地時代には、犯罪人の到来を阻止する法律が各植民地で形成された。早くも1639年にマサチューセッツ湾植民地で犯罪者などの移民規制がなされ、その後、各植民地で規制が導入された¹⁶。

独立戦争後の1788年9月には、大陸会議が犯罪人の到来防止を各邦に呼びかけ、犯罪人をアメリカに運んできた船に出港を求め、違反する場合には罰金を科すなどの法が各州で形成された¹⁷。しかし、州単位で規制がなされても、南北戦争前には連邦法による規制にまでは至らなかった。

貧困者など自活できない者に関しては、マサチューセッツ湾植民地では、1640年代にはタウンで規制するようになった。また、1700年の法では、乗客リストの提出や、自活できない者などに関しては保証金や本国への送還を求めた¹⁸。

植民地時代に引き続き独立後も人の移動が規制された。1788年3月のニューヨーク植民地の「貧困者のよりよい定住と救済のための法」でも、船長は、乗客名と職業を報告し、ニューヨークに負担となる人物は送り返さなければならなかった¹⁹。

イギリスなどのヨーロッパの国々からは、犯罪者や貧困者などが独立後のアメリカにも送られてきたから、これらの移民の規制は、連邦議会でも議論された。1838年には、乞食や浮浪者に対する移民規制が連邦議会下院司法委員会で取り上げられたが、実現しなかった²⁰。

犯罪人や自活できない者のほかに、伝染病対策

も重要な課題だった。以下ではとくにニューヨーク州および市による伝染病対策に焦点をあてて、人の移動規制について検討する。

（1）伝染病対策と船員救援の連邦法

北米の13の英領植民地は海岸沿いに形成されたから、船の乗客や船員がもたらす伝染病は、各植民地にとって深刻な問題となった。今日でもそうであるように、当時の人々にとっても、伝染病は、入ってくる人々を規制する際の重要な要因になっていた。

英領植民地時代のフィラデルフィアでは、1699年にバルバドスから到来した船により黄熱病が広まった。病気が蔓延した船の到来を防ぐ法律が制定されたが²¹、当時は英領植民地全体で統一した隔離政策がとられることはなかった。しかし、1700年代には各コミュニティで保健担当官が任命されている。また、1730年にはペンシルヴァニア植民地で、船員の治療のための資金を集めるなど、伝染病対策が進められた。

フィラデルフィアでは、1797年に黄熱病が流行し、翌年7月には病気にかかったり負傷したりした船員救援のための連邦法が制定された²²。この法律は、アメリカでの最初の公衆衛生法とも言えるもので、外国からアメリカに到着した船の船長あるいは船主に、その船員数を報告することを求め、船員1人当たり毎月20セントにあたる額を支払うよう規定した。船員の給料から徴収され財務省に集められた資金は、治療や病院建設に活用された。また、この法のもとで、アメリカ大統領はアメリカの海事病院のディレクターを任命した。こうして財務省管轄下で海事病院業務が始められ、1860年には全米で27の海事病院があった²³。

（2）ニューヨークでの隔離対策

19世紀前半にはアイルランドやドイツなどから多数の移民が、ニューヨークに到来した。

ヨーロッパ各地の港のなかでも、1855年から1860年の期間を例にとると、リヴァプールからニューヨークへの移民船が一番多かった（1,149隻）。リヴァプールからの移民のほとんどはアイルランド人だったという。ついでプレーメン（488

隻）、アーヴル（386隻）、ハンブルク（303隻）、ロンドン（296隻）、アントワープ（150隻）からの移民船が到来した²⁴。

これらの船の到着に伴い伝染病が流行することもあり、伝染病患者の隔離が、早くから課題となっていた。ニューヨークでは、とくに島を活用して、隔離が行われた。

植民地時代のニューヨークでは、1758年に伝染病の流入・拡大を防ぐ法が制定された²⁵。この法により、伝染病が出た船は、ニューヨーク港に入る前にベッドロー島（現在では、「自由の女神」のあるリバティ島）で隔離された。また、1794年にニューヨーク州議会は、ベッドロー島に代わってガヴァナーズ島を隔離場所とし、病院を建設することなどを州知事に求めた。しかし、ガヴァナーズ島では黄熱病が蔓延し、1796年からこの島で始まった隔離は、1799年にはスターテン島に移されることになった。そして、スターテン島のトムキンズヴィルに海事病院などが建設された²⁶。

スターテン島での海事病院・隔離ステーションは1799年に開設され、当初は、200人の患者受け入れを想定して発足したが、1801年5月から同年12月までで945人の患者を受け入れた。伝染病による死亡者も多く、例えば、1802年6月10日にニューヨーク港に着いた“ペネロペ”という船の場合、黄熱病、チフス、天然痘や赤痢患者が出て、262人の乗員中74人が死亡したという。南北戦争前には、アジア・コレラ、天然痘、黄熱病、チフスなどがはやり、アジア・コレラは、1832年、1849年、1854年、1866年と、頻りに流行した²⁷。

伝染病患者の隔離には、ウォーズ島やブラックウェル島も用いられた。1847年からはウォーズ島ではチフス患者を受け入れ、1854年からは天然痘に対する病院がブラックウェル島に設置された²⁸。

1849年5月から翌年12月までにスターテン島で病死した移民のリストを見ると、264人の死亡者のうち、40歳以上の人は24人（そのうち50歳代が10人、最高齢は56歳）で、15歳以下の者は35人である。移民の多くが15歳以上40歳以下の若い人々で占められていた²⁹。

隔離に用いられた島々のうち、スターテン島には、天然痘専門の病院など複数の病院が建てられ

た。スターテン島はアメリカの富裕層にも好まれた土地だったから、人々は、近くに伝染病患者が増加していくことに不安をもつようにもなった。ついに、1857年9月1日の夜、“数百人の暴徒”が塙を壊し、敷地内に入り火を放ち、病院など10棟を焼いた。翌日の朝には応援が求められ、60人の警官が送られることになったが、手違いで到着せず。夕方には海兵隊が支援にあたったものの、40棟もの建物が焼かれた。病人や死者は火が放たれる前に病院から戸外に運び出されたが、9月3日まで屋外で過ごすことを余儀なくされたという³⁰。

この暴動後には、伝染病患者の隔離のために新たに人工の島々が造られた。1860年にはスウィンバーン島、そして、1873年にはホフマン島が建設された。また、1863年には「一般隔離法」がニューヨーク州で制定された³¹。

(3) ニューヨークでの入国管理：州権か連邦政府の権限か

増加する移民対策として、1824年にはニューヨーク州は法を制定して、ニューヨーク港に到着後、乗客の名前、出生地、直近の居住地、年齢、職業について文書での報告を求め、違反した場合には罰金を科した。また、乗客が貧困者や子供など自活できない者の場合には、1人につき300ドル以下の保証金の支払いを船長に求めた。不払いの場合は1人あたり500ドルの罰金となった。

また、1830年には、海事病院などの運営費をまかなうために、再びニューヨークで州法が制定された。この法では、一等船室の乗客1人につき1.5ドル、三等船室の乗客1人あたり1ドル、沿岸航海の船の乗客すべてから1人あたり25セントを徴収することにした。この1830年の法は、1849年に最高裁判所による「スミス対ターナー」の判決において、違憲判決を受けた。移民に対する課税は通商規制にあたり、通商規制に関する権限は連邦政府に与えられているから、州政府による課税は違憲であるとの判断である³²。

1847年5月5日にはニューヨーク州議会は、「ニューヨーク市に到来する船客に関する法」を制定した³³。この法は、既述の1824年の州法を受け継ぐものである。船長には、移民が精神異常者、

精神薄弱者、聾啞者、視覚障害者、障害者であるか否か、親族に伴われているか否かについて、また、船中で出た死者の名前、直近の居住地、年齢についても報告することが求められた。これを怠ったり、虚偽の記載をした場合は罰金を払わねばならない。さらに移民1人あたり1ドルを徴収する。また、移民コミッショナーの指令のもと、係官が船上で（親族に伴われていない）精神異常者、精神薄弱者、聾啞者、視覚障害者、障害者がいないかどうか検査し、公共の負担となる者には1人あたり300ドルの保証金を船長に求めた。

1847年のこの法律は、10人からなる移民コミッショナー委員会を設立した。10人のコミッショナーのうち、6人は州知事による任命で、そのうち2人は任期2年で1等クラスのコミッショナーとなる。残りの4人は、2人が2等クラスで任期4年、あとの2人が3等クラスで任期6年となった。そのほか、ニューヨーク市長、ブルックリン市長、ドイツ・ソサエティ（1784年設立）の会長、アイルランド移民ソサエティ（1841年設立）の会長も移民コミッショナーにあてられた³⁴。これらの移民コミッショナーは、訴訟の当事者となりうる人々で、また、ニューヨーク市の収入役に集められた資金の使用許可を出す等の移民行政に関わる仕事をした。コミッショナーが欠員となれば、ニューヨーク州議会上院の助言と同意を得て、州知事がコミッショナーを任命する。1847年12月15日の州法では、スターテン島の海事病院の運営も、移民コミッショナーが担当することになり、移民行政が整えられていった³⁵。

ニューヨークでは、移民増加に伴い、治療や支援を必要とする移民が増えていった。1848年には27,528人が治療その他の公的支援を受けたが、49年には41,258人、50年に57,386人、51年に85,036人、52年に181,005人、53年に91,774人、54年に120,894人、55年に142,357人と増えている。しかし、移民の減少に伴い56年から60年の間は、19,435人（1859年）から36,824人（1856年）の間で推移している³⁶。

増加する移民に対しては、法律の整備のみならず、移民受け入れ施設も必要だった。エリス島での入国管理は有名であるが、ニューヨークではそ

の前からマンハッタン南端のキャッスル・ガーデンで移民受け入れがなされるようになった。このキャッスル・ガーデンはニューヨーク州政府によって1855年から運営が行われ、1890年まで運用された。

ニューヨーク州で行われてきた移民管理を連邦政府が引き継いでいくのは、南北戦争後のことである。キャッスル・ガーデンでの移民受け入れにかわって、1890年4月からは連邦政府が入国管理を行い、エリス島に入国管理の建物を建てることになった。1892年1月にエリス島の入国管理所が開設され、連邦法のもとで入国管理が行われるようになった³⁷。

また、連邦最高裁判所は、州による移民への課税を繰り返し違憲と判定していたが、1876年3月の最高裁の判決「ヘンダーソン対ニューヨーク市長」でも、州による移民への課税は、連邦政府に与えられた通商規制の権限に逸脱するとの判断を下した。こうしたなかで連邦議会が1882年に制定した移民法により、移民への入国税の徴収を連邦政府が初めて導入するようになった³⁸。移民の入国管理は、ニューヨークに見られるように、植民地時代には各植民地で、連合の時代には邦で、連邦憲法制定後は州でなされてきた。南北戦争で南部が敗退すると州権論も後退し、連邦法の制定でもって入国管理がなされていくようになったが、これにはニューヨーク州などの経験が土台になっている。

Ⅲ 南部と移民

(1) 南部の綿花生産と奴隷制

北部や西部（中西部）に対して、南部では奴隷制をとり、主に綿花を栽培した。南部の綿花は、イギリスの産業革命に伴い、その繊維産業の原料になった。1793年にアメリカでイーライ・ウィットニーにより綿繰機が発明されると、綿花栽培はますます発展し、綿花は南北戦争前のアメリカの輸出の第一位を占めるようになった。

アメリカ南部の奴隷制の存在については広く知られている半面、北部には奴隷制がなかったかのように思われがちである。しかし、1641年のマサ

チューセッツ湾植民地で制定された法に始まり、北部でも次々に奴隷に関する規定が法制化されていった。

北部で奴隷を認める法律が撤廃されていくのは、1776年の独立宣言後から19世紀前半にかけてである。1777年にはヴァermontが奴隷に関する法を廃止。次いで、メインとマサチューセッツ（いずれも1780年に廃止。以下（ ）内は廃止年を示す）、ニューハンプシャー（1783年）、オハイオ（1803年）、インディアナ（1816年）、イリノイ（1818年）、ニューヨーク（1827年）、ミシガン（1837年）、1840年代に、ロードアイランド（1842年）、デラウェアとアイオワ（いずれも1846年）、コネティカットとウィスコンシン（いずれも1848年）。そのほか準州だったが、ワシントンとオレゴン（1848年）が奴隷制を認めず³⁹、1850年代になると、カリフォルニア（1850年）とミネソタ（1858年）が自由州になった。

他方、南部では奴隷所有者による自主的な奴隷解放が独立宣言後に増えてはいたものの、奴隷制は綿花栽培の基盤となっていたから、廃止には至らなかった。

アメリカの連邦憲法第1章第9条第1項では、「連邦議会は、1808年より前においては、現存する州のいずれかがその州に受け入れることを適当と認める人びとの移住または輸入を、禁止することはできない」と規定している。これにより奴隷貿易は1808年に禁止された。その後は、奴隷の密輸入が行われ、1808年から1860年までに、25万人の奴隷がアメリカに密輸されたという⁴⁰。

密輸の他に“奴隷生産”も盛んになった。既にアメリカ内にいる奴隷に子供を沢山生んでもらって、南西に拡大していった綿花栽培地域に奴隷を供給したのである。

国内での“奴隷生産”は、アフリカ系女性の出生率の異常な上昇をもたらした。1835年から1839年の統計では、アフリカ系女性の35.4%が10人以上の子供をもっていたが、同じ時期の白人女性では13.4%である⁴¹。10人以上の子供をもつアフリカ系女性は、1850～54年でも30.8%をしめ、南北戦争中は25.5%、南北戦争が終了し奴隷が解放されると、1865～69年に13.8%へと低下した。それ

でも1865～69年に10人以上の子供をもっている白人女性は5.8%でしかないから、13.8%という数値は高い。

密輸や“奴隷生産”などにより、南部での奴隷人口は、奴隷貿易禁止にも関わらず増加していった。繊維工業の原料として綿花栽培が求められていたから、南部の綿花栽培は西へ西へと拡大していった。スペイン領だったテキサスにも南部人が入植し、スペインから独立したメキシコが奴隷制を禁止すると、1837年にはテキサス共和国としてメキシコから独立。その後、アメリカがテキサスを併合（1845年）するに至り、綿花栽培もさらに拡大していった。1850年にテキサスの奴隷人口は5.8万人、1860年には18.2万人になっている⁴²。

アメリカ全体での奴隷人口は、1790年に69.7万人、1810年に119.1万人だったが、1860年には395.3万人と、1790年の第一回センサス時のアメリカ総人口に匹敵する数となった。南北戦争で連邦を脱退した南部11州を例にとれば、1860年で、総人口910.3万人のうち、奴隷数は352.1万人、自由黒人数は13.2万人になっている⁴³。

南北戦争前には、奴隷が逃亡し、人々の助けを得て北部の自由州やカナダに逃げ込むこともあった。こうしたなかで、各州の間では、州間の奴隷取引を禁止したり、自由州に奴隷がもちこまれることを禁止する州もあった。最高裁判所も1852年の判決「ムーア対イリノイ州」で、州が“受け入れがたい人々”を州境から追い出すことを容認していた⁴⁴。

（2）自由黒人

アメリカは、「独立宣言」（1776年）で「すべての人々は平等に造られている」とうたっていたし、19世紀前半には世界的にも奴隷解放が進んでいたから、奴隷を自主的に解放する人々も多かった。南部11州では、1860年に、ヴァージニア（5.8万人）、ノース・カロライナ（3万人）、ルイジアナ（1.8万人）のように、自由黒人数が1万人を超えた州もあったが、アーカンソー（144人）、ミシシッピ（773人）のように、自由黒人の少ない州が多い。南部11州以外で1860年の時点で自由黒人が多いのは、メリランド（8.3万人）、ペンシル

ヴァニア（5.6万人）、ニューヨーク（4.9万人）、オハイオ（3.6万人）、ニュージャージー（2.5万人）である⁴⁵。

奴隷所有者による奴隷の自主的な解放は、しかしながら、独立宣言からしばらくたつと次第に少なくなり、自由黒人の移動規制が強化されていった。南部の奴隷所有者たちは、自由黒人の存在が奴隷に与える影響を懸念したのである。

ヴァージニア州を例にあげれば、1782年にヴァージニア州議会は、奴隷所有者が奴隷を解放できるようにした⁴⁶。1800年までには、ヴァージニアで自由黒人は2万人以上となった。しかし、南部では自由黒人の流入は奴隷制の存続にも関わることであった。1791年にはハイチで奴隷反乱が起こり、1804年にはハイチはフランスから独立した。これはアメリカ南部の奴隷所有者には脅威となり、ヴァージニアでは1793年には他州からヴァージニアへの自由黒人の流入を禁止した。また、同じ年には、自由黒人に登録を求め、さらに実際は奴隷なのに自由黒人を装っているニグロやムラトールを雇うことを規制した。1803年には連邦法でも、すでに自由黒人の流入を禁止している州での、自由黒人の流入が禁止された⁴⁷。

また、南部の港に停泊する船に黒人が船員として乗船している場合、地元の黒人と接触しないよう、南部諸州は厳しくその行動を制限した。サウス・カロライナ州の場合、港に停泊する船の黒人船員を艦に入れるか船上に軟禁することを求めた。これに対しイギリスなどが抗議。最高裁判所は、サウス・カロライナの法律は、連邦の通商規制の権限に反し、イギリスとの通商条約にも反すると判決した。しかし、サウス・カロライナはこれに従わなかった。州権が強かった当時ではイギリスは、アメリカの連邦政府ではなく、ルイジアナ、ジョージア、サウス・カロライナなどの州と交渉して、事態の解決をはからざるをえなかった⁴⁸。

奴隷ゲイブリエルによるヴァージニア州リッチモンドでの未遂の反乱計画（1800年）や、奴隷ナット・ターナーによるヴァージニアでの反乱（1831年）などのたびに、ヴァージニア州は奴隷規制を強化し、自由黒人の移動もさらに制限していくようになった。1806年5月1日以降に解放されたすべての旧

奴隷とその子孫は、とくに貢献するものがなければ、自由を得てから12カ月以内にヴァージニアを出ることが求められた⁴⁹。

1837年には、ヴァージニア州で自由を得た旧奴隷が他州に旅行すると、その自由は剥奪された。また、翌年には教育を他州で受けた場合、ヴァージニアに帰ってくることはできなくなった。1848年以降は、ヴァージニアで自由黒人として生まれた者も、自由州に旅行したら、ヴァージニアに戻ることはできなくなった⁵⁰。

自由黒人をその州から追い出そうとする動きもあった。アーカンソーでは、1859年2月に自由黒人を追放する法を成立させた⁵¹。フロリダやミズーリでも追放する法が成立したが、州知事がこれに拒否権を発動。アーカンソーでも1860年には、自由黒人追放の法は廃止された。

奴隷には移動の自由はないとしても、自由黒人には本来、移動の自由が与えられなければならない。自由黒人の移動規制を主導したのは州議会であり、州権による規制である。そして、その移動の制限は、南部の奴隷制の存続という観点からなされたものだった。

（3）年季奉公人と移民

南北戦争前のヨーロッパからの人の移動は、多くは自由意志に基づく移民だった。しかし、19世紀初めまでは、年季奉公人もアメリカに到来していた。年季奉公人は、渡航費を払ってもらい代わりに、アメリカで何年か雇用主のために働き、年季があけると自由の身になった。契約に基づくものだが、売買がなされ、雇用主には年季奉公人に対する財産権が認められた。州法によっても規定され、17世紀半ばには年季奉公人は一般的だったが、19世紀初頭までにはその取引は消滅している⁵²。

年季奉公人に代わって盛んになったのが、奴隷労働である。植民者たちは、先住民の奴隷化もはかったが広まらず、アフリカからの奴隷輸入が盛んになった。

年季奉公人がすたれるなかで、ヨーロッパからは移民が増加していった。しかしながら、これらの移民は、南部にはあまり到来しなかった。南部

では賃金も低く、奴隷制もあったから、移民たちは南部には行きたがらなかった⁵³。

各州における外国生まれの人口から、移民の到来状況を見てみると、1860年の時点での外国生まれの人数は、南部11州あわせても23.2万人しかない。州別に見ても、南部11州のうち、外国生まれの白人が一番多いのは、ルイジアナの8万人、ついでテキサス4.3万人、ヴァージニア3.5万人、テネシー2.1万人、アラバマ1.2万人、ジョージア1.1万人の順で、それ以外の州では1万人以下だった⁵⁴。

奴隷州だが連邦を脱退しなかったケンタッキー、デラウェア、ミズーリ、メリーランドでは、外国生まれの人口は1860年において30.6万人である。

これに対し北部や西部の自由州（22州）での外国生まれの人口は、1860年において355.2万人を数える。州別では、外国生まれの人口が一番多いのはニューヨーク州で99.7万人。ついで、ペンシルヴァニアの43万人、オハイオ32.8万人、イリノイ32.4万人と続く。北部・西部での外国生まれの人口の圧倒的な多さを見ると、「移民の国」アメリカにあって、南部は特異な地域を形成していたことがわかる。

おわりに

従来の移民史研究では、一般に、自由意志で来る移民と、強制的に連れられてきた奴隷は、別扱いになってきた。しかし、南北戦争前のアメリカ内の人の移動、そしてアメリカの外からの人の移動を、国家基盤の形成という観点から見ると、移民も南部の奴隷制も一つの視点から分析することができる。

その分析から判明するのは、南北戦争前のアメリカにおける英領植民地時代の影響の残存と、連邦制度の基盤の弱体さである。既述したように、英領植民地時代では、同じ国王をいさきながらも、13の英領植民地は総督や議会を異にし、課税権も各々の植民地がもっていた。1776年7月4日の独立宣言の正式名称は、「13のUnited States of Americaの全会一致の宣言」であるが、ここでのUnited Statesという文言は、宗教の影響が強かった17世紀にはなかなか団結できなかつた各植民地が、「信

教の自由」が広まり、ようやく団結できたというその苦難の道を示している。それでも課税権などはなかなか手放せないから、連合の時代には、中央政府は各邦からの分担金で賄われていた。旧植民地である邦は主権をもち、一国一城の主のようだった。1788年に中央政府を強化した連邦憲法が発効し、翌年にワシントン大統領が就任してからも、連邦の優位の確立が重要な課題となっていた。

人の移動に関しても、本稿で見たように、南北戦争前には、各植民地、ついで邦、連邦憲法発効後は州による規制に多くがまかされていた。南北戦争による南部の敗退と州権論の後退が、連邦法による移民規制を促進させたことは否めない。連邦法による移民政策は、こうした南北戦争前の経験を糧にして実施されている。

連邦政府が移民規制を主体的に担うようになり、南北戦争後には「州政府による移民法の消滅に至った」と、ニューマンは書いている⁵⁵。しかし、2010年のアリゾナ州の移民法（S.B.1070）に対する2012年の最高裁判決に見られるように、州権と「連邦の優位」との対立は、現在もなおその火花を散らしている。英領植民地時代からの連続性と州権の歴史を分析する必要があるがここにある。

注

- 1 例えば、川原謙一『アメリカ移民法』（有斐閣、1990年）の第一章「移民法の歴史」では、「アメリカ革命から1875年にいたるまでの100年間」を「寛容と推進の政策」と位置付け、「この時期は移民の入国に対して何らの質的または量的な制限をおかないで、むしろ移民の到来を奨励した」（11頁）と書かれている。
- 2 サミュエル・モリソン『アメリカの歴史』第一巻、集英社、1970年、65～66頁。
- 3 これにより、国務省内に移民局（Bureau of Immigration）が設置された。この法は、1868年3月に廃止された。George J. Svejda, *Castle Garden as an Immigrant Depot, 1855-1890*, December 2, 1968, Division of History, Office of Archeology and Historic Preservation, U.S. Department of the Interior, pp.71, 89; An act to encourage Immigration, July 4, 1864, Thirty-eighth Congress, Sess. I, pp.385-387, *Statutes at Large*, <http://memory.loc.gov/ammem/mlaw/lwsling.html>. 以下、インターネット資料のアドレスは、いずれも2013年5月26日にネット上に記載されていたものである。
- 4 貴堂嘉之『アメリカ合衆国と中国移民』名古屋大学出版会、2012年、62頁；*Castle Garden as an Immigrant Depot*, p.67. 1862年の反クーリー法は、CHAP.XXXVII-An Act to prohibit the “Coolie Trade” by American Citizens in American Vessels, Thirty-seventh Congress, Sess. II. Ch. 25, 27, 1862, pp.340-341 (12 Stat.340). *Statutes at Large*.
- 5 アメリカの憲法はアメリカ大使館の資料室のサイトに原文と邦訳が掲載されている。<http://aboutusa.japan.usembassy.gov>.
- 6 P.マサイアス『最初の工業国家：イギリス経済史1700－1914年』日本評論社、1988年、94頁。
- 7 例えば、BBC NEWS DERBY, Neil Health, “Samuel Slater: American Hero or British Traitor?,” Sep. 22, 2011. <http://www.bbc.co.uk/news/uk-england-derbyshire-15002318>.
- 8 Series Q 284-312, “Railroad Mileage, Equipment, and Passenger Traffic and Revenue: 1890 to 1970,” *Bicentennial Edition, Historical Statistics of the United States: Colonial Times to 1970*, pt.2, U.S. Department of Commerce, 1975, p.728.
- 9 Table 1. “Persons obtaining Legal Permanent Resident Status: Fiscal Years 1820 to 2012,” *Yearbook of Immigration Statistics: 2012*. <http://www.dhs.gov/yearbook-immigration-statistics->

- 2012-legal-permanent-residents.
- 10 Series C 89-119, “Immigrants by Country:1820 to 1970,” *Bicentennial Edition, Historical Statistics of the United States: Colonial Times to 1970*, pt.1, U.S. Department of Commerce, 1975, p.106.
- 11 Table 52 “Population by Selected Ancestry Group and Region: 2009,” *Statistical Abstract of the United States: 2012*, Bureau of Census, Dep. of Commerce, p.50.
- 12 注10を参照。
- 13 注11を参照。
- 14 “The Articles of Confederation and Perpetual Union,” Appendix, Merrill Jensen, *The Articles of Confederation: An interpretation of the socio-constitutional history of the American Revolution 1774-1781*, Madison: Univ. of Wisconsin Press, 1970 (originally published in 1940), p.263. 大下尚一・有賀貞編『史料が語るアメリカ 1584～1988』有斐閣, 1989年, 16頁。
- 15 Gerald L. Newman, “Qualitative Migration Controls in the Antebellum United States,” Andreas Fahrmeir, Olivier Faron and Patrick Weil ed. *Migration Control in the North Atlantic World: The Evolution of State Practices in Europe and the United States from the French Revolution to the Inter-War Period*, NY: Berghahn Books, 2003, pp.107-119. また, 同著に所収のAristide R. Zolberg, “The Archaeology of ‘Remote Control’” (pp.195～222) も, 南北戦争前の連邦と州との移民政策における相剋に言及している。
- 16 Emberson Edward Proper, *Colonial Immigration Laws: A Study of the Regulation of Immigration by the English Colonies in America*, New York: Columbia UP, 1900, p.65; Abbot Emerson Smith, “The Transportation of Convicts to the American Colonies in the Seventeenth Century,” *The American Historical Review*, vol.39, 1934, pp.245-246.
- 17 Patrick Ettinger, *Imaginary Lines: Border Enforcement and the Origins of Undocumented Immigration, 1882-1930*, Austin: Univ. of Texas Press, 2009, p.16; Tuesday, September 16, 1788, *Journals of Congress*, vol.34, p.528.
- 18 Proper, pp.24, 29-30.
- 19 Abbot Emerson Smith, pp.104-106.
- 20 UNITED STATES CODE *Congressional and Administrative News*, 82nd Congress, 2nd Sess. 1952, vol.2, Legislative History, NY: Thompson, p.1658 ; H.R.873, July 2, 1838, Twenty-fifth Congress, Sess. II, pp.385-387.
- 21 U.S. National Library of Medicine, National Institute of Health, “Origins of the National Institutes of Health,” <http://www.nlm.nih.gov/>; An act to prevent sickly vessels from coming into this government, 1699.
- 22 An act for the relief of sick and disabled seamen, Fifth Congress, Sess. II, Ch.77, 1798, pp.605-606. *Statutes at Large*.
- 23 “The Civil War and Its Aftermath” in “Origins of the National Institutes of Health.”
- 24 Table D, Appendix, *Annual Reports of the Commissioners of Emigration of the State of New York*, May 5, 1847～1860, NY: New York State Commissioners of Emigration, 1861, p.341. <http://quod.lib.umich.edu/m/moa> (以下, *Annual Reports* と省略)
- 25 An act to prevent the bringing in and spreading

- of infectious distempers in the colony; “The Forgotten of Ellis Island, Deaths in Quarantine, 1909-1911,” *Harper’s Weekly*, vol. XXIII, no.1184, Sep. 6, 1879.
- 26 “The Forgotten of Ellis Island, Deaths in Quarantine, 1909-1911.”
- 27 “Independent Marine Hospital” in “Origins of the National Institutes of Health.”
- 28 “Quarantine Stations (Plague houses),” http://www.ellisland.se/english/quarantine_islands_newyork.asp.
- 29 “Quarantine Hospital Staten Island 1849-1850,” <http://www.roostweb.ancestry.com>.
- 30 Letter from D.H. Bissell, Physician, Marine Hospital to Hon. G. C. Verplanck, President of Commissioners of Emigration, Jan. 1859, Appendix of *Annual Reports*, pp.299-300; Kathryn Stephenson, MPH, “The Quarantine War: The Burning of the New York Marine Hospital in 1858,” *Public Health Reports/* January-February 2004, vol.119, pp.79-91.
- 31 注28を参照。
- 32 “Passenger Cases,” 48 U.S. 283 (1849), <http://supreme.justia.com/cases/federal/us/48/283/case.html>.
- 33 An Act concerning passengers in vessels coming to the city of New York, May 5, 1847, Appendix of *Annual Reports*, pp.1-7.
- 34 *Castle Garden as an Immigrant Depot*, pp.20-21.
- 35 An act to amend an act entitled “An act concerning passengers in vessels coming to the city of New York,” Appendix of *Annual Reports*, pp.8-9.
- 36 *Annual Reports*, pp.10, 43, 58, 75, 113, 135, 154, 177, 198, 255.
- 37 1891年の移民法では、移民に対する身体検査の条項なども記載された。CHAP.551-An act in amendment to the various acts relative to immigration and the importation of aliens under contract or agreement to perform labor, March 3, 1891. *The Statutes at Large, the United States*, From Dec. 1889 to March 1891, vol. XXVI, pp.1084-1097.
- 38 CHAP.376-An act to regulate Immigration, Aug. 3, 1882. *Statutes at Large*, From Dec. 1881 to March 1883, Washington D.C. : GPO, vol. XXII, pp.214-215.
- 39 マーティン・ギルバート『アメリカ歴史地図』明石書店, 2003年, 59頁。北部での奴隷法については, 本田創造『アメリカ黒人の歴史』岩波新書, 1991年など。
- 40 ギルバート, 60頁。
- 41 Series B 42-48, Bicentennial Edition, Historical Statistics, part 1, U.S. Department of Commerce, p.53.
- 42 ギルバート, 58頁。
- 43 Historical Census Browser, University of Virginia の1860年のデータから “Aggr. Slaves” の項を参照。 <http://mapserver.lib.virginia.edu/php/state.php>.
- 44 Newman, pp.112-113 ; Moore v. People-55 U.S. 13 (1852), Justia US Supreme Court Center. <http://supreme.justia.com/>.

- 45 Historical Census Browser の 1860 年のデータから “Aggr. Free Colored Persons” の項を参照。
- 46 Ellen Eslinger, “Free Black Residency in Two Antebellum Virginia Counties: How the Laws Functioned,” *Journal of Southern History*, vol. LXXIX, no.2, May 2013, pp.261, 267.
- 47 Newman, p.116.
- 48 同上。
- 49 Eslinger, p.271.
- 50 Eslinger, p.267.
- 51 Jonathan M. Atkins, “Party Politics and the Debate over the Tennessee Free Negro Bill, 1859-1860,” *Journal of Southern History*, vol. LXXI, no.2, May 2005, p.245.
- 52 Newman, p.113.
- 53 *Castle Garden as an Immigrant Depot*, p.77.
- 54 Historical Census Browser の 1860 年のデータから “Total Free Foreign-born Persons” を参照。
- 55 Newman, p.107.

本稿は、平成 25 年度科学研究費補助金（基盤研究 C）による研究成果の一部である。